

東証情サ第 65 号

平成 21 年 10 月 29 日

上場会社代表者 各位

株式会社 東京証券取引所

代表取締役社長 齊藤 惇

議決権電子行使プラットフォームへの参加のご案内について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

ご高承のとおり、株主総会は株主の総意による会社の意思決定機関であり、株主が議案の決議に適時かつ的確に参加することは株式会社制度の根幹をなすものです。株主が議決権行使を容易に行える環境を整備することはコーポレートガバナンスを有効に機能させる手段の一つと考えられることから、当取引所は上場規則の企業行動規範において、株主総会の集中開催の回避、招集通知の早期発送・インターネットによる提供・英文化、議決権行使の電子化を要請しております。

本年 6 月に発表されました金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」報告に指摘されていますように、投資家の機関化が進む中、コーポレートガバナンスの強化及びその実効性の確保は日本株全体に対する内外の市場評価を高めるものであります。報告の中では多岐にわたる提言がなされておりますが、「議決権の行使を通じたガバナンスの発揮」の項目において、議決権電子行使プラットフォームの利用促進に関して、「取引所においては、上場会社による（機関投資家向け）議決権電子行使プラットフォームの利用促進に向け、例えば、一定の上場会社に対する利用義務化の検討などを含め、積極的な取組みが求められる。」とされております。

当取引所といたしましても、9月に発表しました「上場制度整備の実行計画 2009」におきまして、具体策の実施に向け検討を進める事項として、「議決権電子行使プラットフォームの利用促進に向けた方策について、一定の上場会社に対する利用義務化の検討などを含め検討を行う。」ことと致しました。

コーポレートガバナンス、株主総会事務の効率化、紙の削減による環境対策等に関心の高い多くの上場会社の皆様に、議決権の電子行使の意義に深いご理解を頂いており、本年10月現在の「議決権電子行使プラットフォーム」利用上場会社数は338社に上り、TOPIXに占める時価総額シェアではすでに7割近いものとなっております。国内外の機関投資家から議決権行使の電子化への取組みについて高い評価を得ている一方で、さらにより多くの上場会社の参加を期待する声も多数寄せられております。

当取引所といたしましては、「議決権電子行使プラットフォーム」の運営主体である株式会社ICJが策定したアクションプログラムを基に、3年後の2012年に向け、一般株主向け電子投票を含む議決権電子行使利用参加会社1000社を目指し、その実現に向けて全力を傾けていく所存です。一般株主向け電子投票及び「議決権電子行使プラットフォーム」に未参加の上場会社の皆様には、この機会に是非ともご参加をご検討いただきたく、ご案内申し上げます。

上場会社におかれましては、以上の趣旨につきましてご理解、ご協力を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬 具

当ご案内に関するお問合せ先：

(株)東京証券取引所 情報サービス部兼上場部 いまきいれ 今給黎 03-3665-5738

議決権電子行使プラットフォームに関するお問合せ先：

(株)ICJ 03-5215-0340 (代)